

認定漁協資金融通円滑化事業

13(90)百万円

対策のポイント

事業改革を行う認定漁協の融資について、保証機関が行う保証の円滑化を図ります。

(背景)

- ・ 認定漁協（広域合併漁協）においては、事業の合理化などの事業改革を進めるため、これに必要な資金を金融機関から借入れが増大。
- ・ しかし、合併の規模が大きくなり、融資金額が高額化になるにつれ、それに必要な保証機関（漁業信用基金協会）の保証経費も高額化。漁業の特性上、漁協融資の債権回収リスクは高いことから、代位弁済の発生等により保証機関の財政状況は極めて厳しい傾向。
- ・ 認定漁協の円滑な資金融通を目的として、保証機関が行う保証を円滑化。

政策目標

合併漁協の事業改革の実現

<内容>

事業改革のための長期運転資金の融資を受けようとする認定漁協（広域合併漁協）のうち、当該融資の利子に対する都道府県の利子助成が行われるなど一定要件を備えた漁協の当該融資の保証を行う保証機関に対して助成を行います。

【担当課：水産庁水産経営課（03 - 3501 - 3846（直））】